

菊保年第 909 号
令和 7 年 12 月 22 日

菊池市国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 高瀬 正輝 様

菊池市長 江頭 実



菊池市国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金課税額について(諮問)

国民健康保険法第 11 条第 3 項及び菊池市国民健康保険条例施行規則第 4 条第 1 項の
の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

菊池市国民健康保険税における子ども・子育て支援納付金課税額について

2 諮問理由

令和 8 年 4 月 1 日から子ども・子育て支援金制度及び地方税法の一部改正が施行
され、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額が追加されます。
つきましては、子ども・子育て支援納付金分課税額について意見を求めます。